

認知症対応型共同生活介護運営規程
介護予防認知症対応型共同生活介護運営規程
(グループホームひだまり)

(事業の目的)

第1条 特定非営利活動法人ファミリーサポートおひさまが設置するグループホームひだまり（以下「事業所」という。）が行う指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護者等であって認知症の状態にある高齢者に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従事者は、要介護者等であって認知症の状態にあるものについて共同生活住居において家庭的な環境の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な援助を提供する。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 グループホームひだまり

(2) 所在地 岩手県久慈市栄町第32地割37番地9

(職員の職種、職務内容)

第4条 事業所に勤務する従事者の職種、職務内容は次のとおりとする。職員の員数は【重要事項説明書】に記載するものとする。

(1) 管理者

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の総括にあたる。

(2) 計画作成担当者（介護支援専門員）

計画作成担当者は、それぞれの利用者の心身の状況に応じた介護計画を作成する。

(3) 介護職員

介護計画に基づいて、個々の方の心身状況等を的確に把握し、利用者に対し適切な介助・支援を行う。

従事者は、介護計画に基づき、個々の業務内容を把握し、またお互いに補佐・協力し合いながら、サービスを提供する。

(事業所の利用定員)

第5条 事業所の定員は9名とする。

(介護の提供方法)

第6条 事業の内容は、利用者の身体的状況を勘案した上で介護計画を作成し、その介護計画に基づき必要な援助を行うものとする。

利用者の認知症の症状を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、また利用者がそれぞれの役割を持って家庭的環境の中で生活が送れることにより達成感や満足感を得、自信を回復するよう配慮する。

- 2 利用者が自らの趣味、嗜好に応じた活動、充実した生活が送れるよう支援し、精神的な安定、問題行動の減少及び認知症の進行を緩和するよう努める。
- 3 当該事業所における年間事業計画及び日課については、別紙のとおり。
- 4 サービスの提供にあたっては、親切丁寧を旨とし、利用者及び家族に対しサービスの提供方法について説明を行う。また、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束は行わない。

(短期利用認知症対応型共同生活介護)

第7条 事業所は、共同生活住居の空いている居室を利用し、短期間の指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕(以下「短期利用認知症対応型共同生活介護」という。)を提供する。

- 2 短期利用認知症対応型共同生活介護の定員は1名とする。
- 3 短期利用認知症対応型共同生活介護の利用は、定員の範囲内の場合、あらかじめ30日以内の利用期間を定めるものとする。定員を超える場合は7日以内とする。
- 4 短期利用認知症対応型共同生活介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、事業所の計画作成担当者が介護計画を作成することとし、当該介護計画に従いサービスを提供する。
- 5 入居者が入院等のために、長期にわたり不在となる場合は、入居者及び家族の同意を得て、短期利用認知症対応型共同生活介護の居室に利用することがある。なお、この期間の家賃等の経費については入居者ではなく、短期利用認知症対応型共同生活介護の利用者が負担するものとする。

(利用料その他の費用の額)

第8条 サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が告示で定める額、法定代理受領サービスであるときは、その額の介護保険負担割合証に記載の割合とする。

- 2 前項にかかる費用のほか、食事代、日用品費、水道光熱費、居住費、電化製品持込手数料を、別紙に定める費用で徴収する。
- 3 上記に係る費用の徴収に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者又はその家族の同意を得る。
- 4 その他、日常生活においてかかる費用の徴収が必要となった場合は、その都度利用者又はその家族に説明し、同意を得たものに限り徴収する。

(施設利用に当たっての留意事項)

第9条 事業者は、利用者が共同生活住居を利用する場合、日常生活上のルールをまもり生活するよう、利用者及び家族に対し説明を行う。

(非常災害対策)

第10条 事業所は、非常災害に備えるため、消防計画を作成し避難訓練等を次のように行う。

- (1) 防火責任者を選任して、火元責任者には、事業所の管理者を充てる。
- (2) 始業時・終業時には、火災危険防止のため自主的に点検を行う。

(3) 非常災害用の設備点検は契約保守事業者に依頼する。点検の際は防火責任者が立ち会う。

(4) 非常災害用設備は常に有効に保持するよう努める。

(5) 火災や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小にとどめるため、自衛消防グループを編成し、任務の遂行にあたるものとする。

(6) 防火責任者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する（防災訓練年4回以上）

(7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(衛生管理等)

第11条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(緊急時等における対応方法)

第12条 従業者は、サービスの提供を行っているときに利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は事業所が定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。

4 事業所は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(協力医療機関等)

第13条 事業所は、主治医との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ協力医療機関を定めるものとする。

2 事業所は、あらかじめ協力歯科医療連携機関を定めておくよう努めるものとする。

3 事業所は、サービス提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えるものとする。

(苦情・ハラスメント処理)

第14条 利用者は、提供されたサービス等につき苦情・ハラスメントを申し出ることができる。その場合事業所は、速やかに事実関係を調査し、その結果改善の必要性の有無並びに改善方法について、利用者又はその家族に報告するものとする。

(個人情報保護)

第15条 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第16条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第17条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(運営推進会議)

第18条 事業が地域に密着し地域に開かれたものにするために、運営推進会議を開催する。

2 事業所は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、当該事業について知見を有する者等により構成される。

おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し提供している本事業所のサービス内容及び活動状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

3 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成する。

(業務継続計画の策定等)

第19条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早朝の業務再開を図るための計画（以

下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第20条 事業所は、全ての介護従業者（看護職員、介護職員、介護支援専門員等）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

2 従事者の質的向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 年数回

3 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は特定非営利活動法人ファミリーサポートおひさまの理事長との協議に基づき定めるものとする。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する

この規程は、平成27年8月1日から施行する

この規程は、令和5年4月1日から施行する

この規程は、令和6年4月1日から施行する。